

専修学校設置基準（昭和51年1月10日文部省令第2号）（抄）

第一章 総則

第一条～第九条（略）

第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学習その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすこと授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成11年10月25日文部省告示第184号）（抄）

専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）（以下「省令」という。）第十条第一項及び第三項の規定により、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を次のように定める。

（略）

1 省令第十条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。

一～五（略）

六 継続的に行われる活動（当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。）のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

ロ スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの